

鳥取市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第17号

鳥取市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

鳥取市公設地方卸売市場条例（昭和57年鳥取市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第43条」を「一第43条の2」に、「第43条の2」を「第43条の3」に改める。

第1条中「、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）及び鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）の規定に基づき」を削り、「管理運営」を「卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項に規定する業務の運営」に改める。

第2条第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（業務の運営の原則）

第2条の2 市長は、鳥取市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（以下「買受人」という。）その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第3条第1項中「鳥取市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）」を「市場」に

改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売業者として、市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(2) 第7条の2又は第55条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(3) 市場の卸売の業務を公正かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。

(4) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

(5) 市場の他の卸売業者の役員又は使用人であるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）であるとき。

(7) 法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第1号、第2号、第5号及び前号の規定のいずれかに該当する者があるとき。

第7条第1項中「法第58条第1項」を「前条第1項」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(卸売業務の許可の取消し)

第7条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第1号若しくは第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第55条第1項に定める場合のほか、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して30日以内に前条第1項の保証金を預託しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して30日以内にその業務を開始しないとき。
- (3) 正当な理由がなく、引き続き30日以上その業務を休止したとき。
- (4) 正当な理由がなく、その業務を遂行しないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第7条の3 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第6条の2第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第7条の3第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業者の相続)

第7条の4 卸売業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の市場における卸売の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行っていた当該業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

4 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があった旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第6条の2第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第4項中「第1項の許可の申請者」とあるのは「第7条の4第1項の認可の申請者」と読み替えるものとする。

6 第1項の認可を受けた者は、卸売業者の地位を承継する。

(休止等の届出)

第7条の5 卸売業者は、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を休止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 第6条の2第1項の許可を受けた事項の変更（規則で定めるものに限る。）をしたとき。

（事業報告書の作成及び閲覧）

第7条の6 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）別記様式第2号により事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、規則で定める期間、主たる事務所に備えておかなければならない。

3 卸売業者は、出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
（帳簿の区分経理）

第7条の7 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引を帳簿上区分して経理しなければならない。

第8条第2項中「前項の登録を受けようとするときは」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第3項中「前項の登録の申請があった場合は、当該登録申請書の提出があった日から起算して1月以内に」を「前項の登録申請書に記載された者が、規則で定める者に該当する場合を除き、」に改める。

第10条第1項に次の1号を加える。

(4) 第8条第3項の規則で定める者に該当することとなったとき。

第12条中「市場において卸売業者から卸売を受けようとする者（以下「買受人」という。）」を「買受人」に、「規則の定めるところにより」を「規則で定めるところにより、」に改める。

第13条第4号中「次条」の次に「又は第55条第1項」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 暴力団関係者であるとき。

第14条第1項中「第2号又は第3号に該当することとなったときは、その」を「第3号若しくは第5号のいずれかに該当することとなったとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第12条の」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、第55条第1項に定める場合のほか」を加え、「その」を「第12条の」に改める。

第23条第1項中「法第58条第1項」を「第6条の2第1項」に、同条第2項中「卸売業務」を「卸売の業務」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当するときその他市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

第25条第1項中「卸売業務」を「卸売の業務」に改め、同項第1号中「当該市場」を「市場」に改め、同号ウ中「当該卸売市場」を「当該他の卸売市場」に改め、同項第2号イ中「当該市場」を「市場」に改め、同項第3号イ中「卸売が」の次に「市場における」を加える。

第28条中「法第58条第1項」を「第6条の2第2項」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(売買取引の条件の公表)

第29条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)
- (7) その他市長が必要と認める事項

第30条第1項中「販売委託」を「販売の委託」に改める。

第31条第1項中「当該市場外」を「市場外」に改める。

第37条の見出しを「(卸売業者による卸売予定数量等の公表)」に改め、同条中「卸売場の見やすい場所に掲示」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条に次の2項を加える。

2 卸売業者は、毎開場日の販売終了後速やかに、前条第2項各号に掲げる物品について、主要な品目の数量及び価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第29条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を毎月10日までにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第38条の見出しを「(指定管理者による卸売予定数量等の公表)」に改め、同条第1項中「並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその価格を市場内に掲示」を「をインターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改める。

第39条第1項中「委託者に対して、速やかに」を「毎週末日に決済し、翌週月曜日に、委託者に対して、」に改め、同項ただし書中「売買仕切書」を「売買仕切書の送付」に改め、同条に次の1項を加える。

3 卸売業者は、第1項の売買仕切金を口座振替その他委託者が指定した方法により送金しなければならない。

第42条中「速やかに」を「毎週末日に決済し、翌週月曜日に、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、代金の支払について特約がある場合は、この限りでない。

第42条に次の1項を加える。

2 買受人は、前項の買受代金を口座振替その他卸売業者が指定した方法により支払わなければならない。

第43条中「正当な理由があると確認したとき」を「規則に定める正当な理由があると認める場合」に改める。

第43条の2を削る。

第3章中第43条の次に次の1条を加える。

(売買取引の決済の方法)

第43条の2 市場における売買取引の決済は、第39条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第3章の2に次の1条を加える。

(物品の品質管理の方法)

第43条の3 卸売業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に則して品質管理を行わなければならない。

第44条第2項中「を確保するため特に必要があると認めるとき」を「が確保され、かつ、市場の機能に支障を生じるおそれがないと認められる場合」に改め、「前項に規定する者以外の」の次に「規則で定める」を加える。

第55条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第6条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

第55条第2項中「違反したときは、当該せり人に係る」を「違反した場合は、第8条第1項の」に改める。

第58条中「法第58条第1項」を「第6条の2第1項」に改める。

第60条第1項中「市場へ入場する者」を「取引参加者及び市場へ入場する者」に改め、同条第2項中「市場の入場者に対し入場の制限」を「取引参加者又は規則で定める市場の入場者に対し取引の制限又は入場の制限」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の鳥取市公設地方卸売市場条例（以下「新条例」という。）第6条の2第1項の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第6条の2第3項の規定の例により、その申請をすることができる。

3 市長は、前項の申請があった場合は、施行日前においても、新条例第6条の2の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた卸売業者は、施行日において新条例第6条の2第1項の許可を受けたものとみなす。

(経過措置)

4 この条例の施行の際現に鳥取県卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）第5条の規定により許可を受けて卸売業者となっている者は、新条例第6条の2の規定により許可を受けた卸売業者とみなす。

5 前項の規定により卸売業者とみなされる者がこの条例による改正前の鳥取市公設地方卸売市場条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定により保証金を納付している場合は、当該納付している保証金を新条例第7条第1項の規定により納

付する保証金とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例又は旧条例に基づく規則によってなされた処分、
手続その他の行為は、新条例又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定がある
ときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によりなされたものとみなす。